

令和7年度

区内施設・団体のための
備品購入
施設整備



日本財託グループ
NIHON ZAITAKU GROUP

社会福祉法人
新宿区社会福祉協議会



助成金申請団体 募集のお知らせ

申請締切

7/22(火)

17時まで★必着



【「備品整備・施設整備(株)日本財託助成金」とは】

標記企業からの寄附金を原資とし、新宿区内の福祉施設・団体における備品整備・施設整備等の経費を助成することにより、新宿区の地域福祉向上を図ることを目的としています。

【対象となる福祉施設・団体】★団体での申請が対象です

- (1) 事業を計画に従って遂行できる能力を有すること
- (2) 代表者等の熱意、見識及び能力が信頼するに足りるものであること
- (3) 区内に所在する施設・団体であること（法人格の有無は問いません）
- (4) 新宿区社会福祉協議会の会費会員であること
- (5) 営利、政治、思想及び宗教活動を目的としていないこと
- (6) 過去に助成金の交付を受けた団体の場合、遅滞なく実績報告されていること

事業要綱等の
詳細は、HP を
ご覧ください。



【対象事業・助成限度額】★1万円以上の備品・施設整備が対象です

- ▼備品購入・備品修繕（上限20万円）《令和7年9月1日～10月31日までの事業》
 - ▼施設整備・施設改修（上限70万円）《令和7年9月1日～令和8年1月31日までの事業》
- ※助成対象、対象事業等の詳細については、助成金交付要綱をご確認ください。

【申込み期間】6月20日（金）～7月22日（火）17時※必着

※書類は全てそろっている状態で申込み受付最終日の17時必着です。

【申込み方法】

必ず事前相談の上、申請書等を下記までご提出ください。

ご提出いただいた申請書一式は、返却いたしません。ご了承ください。

【問合せ・申込み先】

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会 法人経営課 助成金担当

住所：〒169-0075 新宿区高田馬場1-17-20

電話：03-5273-2941 FAX：03-5273-3082

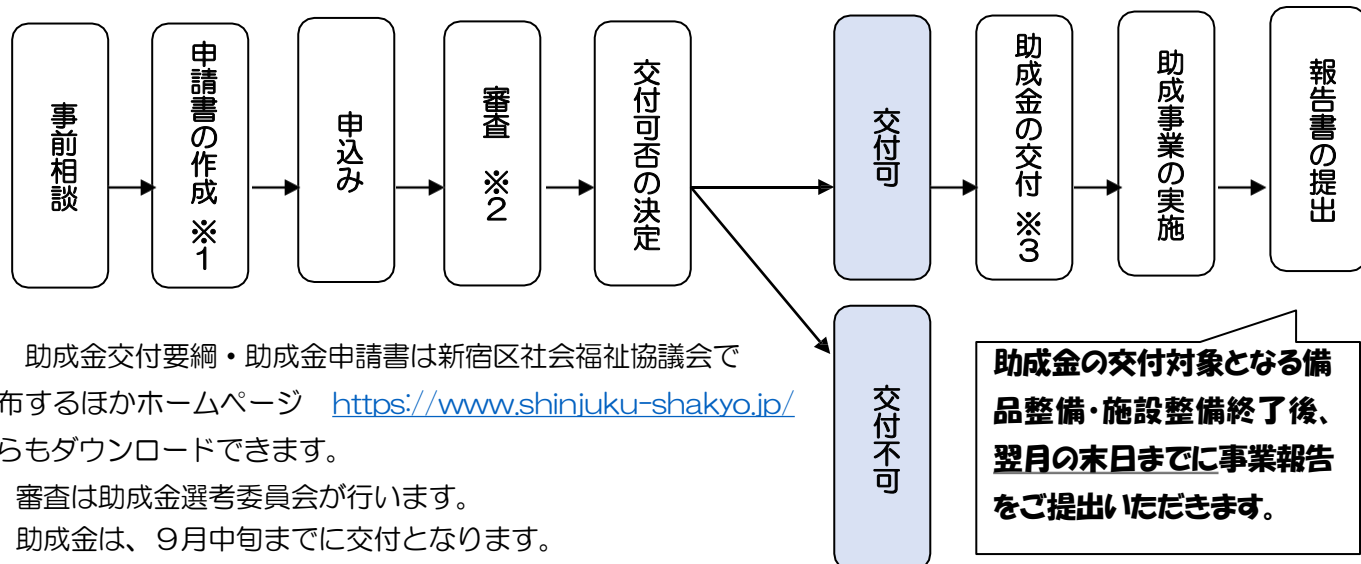
E-mail：houjin@shinjuku-shakyo.jp



【申込みに必要なもの】

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| (1) 申請書 | (6) 経費見積書類（2社以上）および説明資料 |
| (2) 定款・会則または設立趣意書 | (7) 改修・修理等の場合は図面、写真等 |
| (3) 役員名簿または会員名簿 | (8) 振込み先口座が確認できるもの |
| (4) 団体の本年度収支予算書および事業計画書 | (9) その他申請団体の概要がわかる資料 |
| (5) 団体の前年度収支決算書および事業報告書 | |

【手続きの流れ】



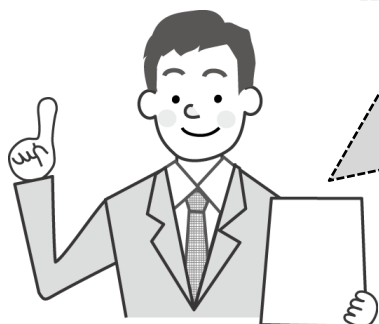
【申請のポイント】

- 10,000 円以上の備品等が対象です。申請時は、2 社以上の見積書を添付してください。
- 前年度の当助成金で同様の交付を受けている物品は**対象外**です。
- 備品は令和 7 年 10 月末まで、施設整備は令和 8 年 1 月末までに購入・整備することが必要です。
- 申請書類は、事前連絡の上、提出してください。



【申請書】

- 備品を買うことや施設を整備する必要性、得られる効果等を具体的に記入してください。
- 備品を購入する場合は、購入後の管理方法・団体が解散した場合の対応についても記入してください。



【報告】

- 購入の際のポイントカードの利用はご遠慮ください。クレジットカードのご利用についても、やむを得ない場合以外は利用をお控えください。
- 領収書原本の提出が必要です（コピー不可）。申請事業の領収書原本は保管しておいてください。
- 備品整備・施設整備終了後、翌月末日までに事業報告をご提出ください。